

美化推進重点区域等巡回啓発業務委託仕様書

1 目的

美化推進重点区域・路上喫煙制限区域内を巡回し、区域の趣旨を広く市民等に周知するとともに、違反者の行為改善を促す。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

3 常駐場所、巡回場所及び業務内容

(1) 常駐場所及び業務内容

別紙1及び別紙2に示している灰皿付き啓発ボード①～③のうち、灰皿付き啓発ボード③のパーテーション横に1日につき1名を常駐配置し、パーテーションの外で喫煙している者、パーテーションの外にて飲食等で生じたごみのポイ捨て等を行う者についてパーテーション内での喫煙・ごみの持ち帰りについて声かけすること及び「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例巡回啓発の手引き」(別紙3)に基づき、美化及び路上喫煙についての周知を行うこと。

(2) 巡回場所及び業務内容

(1)とは別に1日につき2名1組体制のチームを2組編成し、岡山市内の別紙1中の赤字で囲んだ「美化推進重点区域」及び青で色分けしている「路上喫煙制限区域」内を「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例巡回啓発の手引き」(別紙3)に基づき巡回(灰皿付き啓発ボード①及び②を含めた巡回とする)し、美化及び路上喫煙について周知を行うこと。特に、緑線で囲んだ別紙1中の「重点啓発区域」については、駅中央階段前を經由しながら東口喫煙所間を往復するなど臨機応変に対応し、路上喫煙禁止区域を周知すること。

4 常駐・巡回日(常駐場所配置者及び巡回場所配置者共通)

巡回期日は、別紙5のとおりとする。ただし、やむをえない場合には、あらかじめ岡山市に申し出た上で、期日を変更することができる。

5 常駐・巡回時間(常駐場所配置者及び巡回場所配置者共通)

常駐・巡回啓発する時間帯は、水曜日の午前7時から午前11時まで、金曜日・土曜日・日曜日の午後4時から午後8時までとする。なお、状況次第で曜日・時間帯を変更することができる。

6 被服(常駐場所配置者及び巡回場所配置者共通)

巡回の際には、警備会社の制服を着用し、その上に、岡山市の貸与するパトロールベスト、キャップと腕章を着用することとする。

7 提出物（常駐場所配置者及び巡回場所配置者共通）

毎月業務完了後、速やかに作業報告書（別紙4-1、4-2）、完了通知書を環境事業課に提出することし、作業報告書についてはあわせてエクセルデータでも提出すること。

8 委託料の支払い

委託料額を12で除して得た額（1円未満の端数については切り捨てる。）を1ヶ月分の額とし、毎月請求書を受理した日から30日以内に支払う。なお、端数を切り捨てた際に生じる差額については、4月分に加算して支払う。

9 その他

- (1) 岡山駅前広場の工事状況により灰皿付き啓発ボードのうち一部の啓発ボード（喫煙所）が減る場合、変更契約を行うことがある。工事時期については未定のため、詳細な情報がわかり次第受託者へ提供するものとする。
また、委託期間の途中で工事開始となり、変更契約の必要が生じた場合は双方の協議の上決定する。
- (2) 本業務に伴う費用は、（仕様書に明記のないものであっても、）原則として受託者の負担とする。
- (3) この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定する。

10 担当

岡山市環境局環境部環境事業課資源循環推進室 榎野 086-803-1321



重点啓発区域

美化推進重点区域

路上喫煙制限区域

喫煙可能場所 (認定灰皿) 灰皿付き啓発ボード

別紙2 灰皿付啓発ボード写真

灰皿付啓発ボード①



灰皿付啓発ボード②



灰皿付啓発ボード③



岡山市美しいまちづくり，快適なまちづくり条例巡回啓発の手引き

1 はじめに

岡山市では、平成19年4月1日より「美しいまちづくり，快適なまちづくり条例」を施行し、同年9月3日に岡山駅・表町周辺を「美化推進重点区域」、「路上喫煙制限区域」として指定しています。

2 区域の意味

(1) 美化推進重点区域

市内全域でポイ捨てを禁止していますが、美しいまちづくりを特に推進するため、重点的に啓発活動、美化活動などを行う区域です。

(2) 路上喫煙制限区域

区域内の道路・公園等の公共の場所での喫煙が禁止されます。携帯灰皿を持っていても同様です。ただし、区域内であっても、コンビニの敷地やクレドビル前広場などの私有地での喫煙は禁止されません。また、区域内の公共の場所であっても、指定喫煙所（別紙1星マーク①～③）での喫煙は可能です。

3 巡回啓発業務の内容

(1) 携行する物

啓発用ベスト、帽子、携帯用吸い殻入れ

(2) 啓発内容

① ごみをポイ捨てした人を発見した場合

ポイ捨てした物をごみ箱に入れるか持ち帰りするよう促し、区域の趣旨を説明してください。

ただし、啓発員には命令する権限や強制力はないので、指導に従わない場合でも無理強いはしないでください。

② 区域内の公共の場所の指定喫煙所以外の場所での喫煙者を発見した場合

(ア) この区域は、路上喫煙制限区域であり、認定した灰皿がある場所以外では喫煙できないことを告げ、携帯用吸い殻入れを渡し、路上喫煙を止めてもらってください。

(イ) 私有地の灰皿を利用しての喫煙は制限がありませんが、喫煙者が歩道上に出て喫煙している場合は、私有地内で喫煙するよう促してください。

(ウ) 指導に従わない場合でも、無理強いはしないでください。

③ 吸い殻入れを渡した場合は、その日の配布個数を作業報告書（別紙4-1）へ記載してください。

(3) 巡回ルート

指定した区域内から、通行量が多く、路上喫煙者が多いと思われる街路を選択して、巡回してください。作業報告書（別紙4-1）へ巡回ルートを記載してください。

別紙 5

指定する日は、下記のカレンダーの網掛けの日とする(合計200日)。

令和6年4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和6年5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和6年6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和6年7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和6年8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和6年9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和6年10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和6年11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

令和6年12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和7年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和7年2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

令和7年3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					